



秋田県公報

目 次

ページ

教育委員会規則

- 県費負担教職員の定数を定める規則の一部を改正する規則
(九) 1

教育委員会規則

県費負担教職員の定数を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年四月三日

秋田県教育委員会委員長 伊 藤 美津子

秋田県教育委員会規則第九号

県費負担教職員の定数を定める規則の一部を改正する規則
 県費負担教職員の定数を定める規則（昭和三十九年秋田県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。
 別表を次のように改める。

別表

市 町 村 名	学校種別	定			数	
		校長・教員	養護教員	栄養教諭及び 学校栄養職員	事務職員	計
鹿 角 市	小 学 校	125 人	10 人	0 人	9 人	144 人
	中 学 校	82	5	3	5	95
小 坂 町	小 〃	25	3	1	3	32
	中 〃	20	1	0	1	22
大 館 市	小 〃	258	19	6	16	299
	中 〃	161	11	3	12	187
北 秋 田 市	小 〃	164	16	3	12	195
	中 〃	74	5	2	7	88
上 小 阿 仁 村	小 〃	11	1	1	1	14
	中 〃	8	0	0	0	8
能 代 市	小 〃	179	12	4	11	206
	中 〃	119	6	2	7	134
藤 里 町	小 〃	11	1	1	1	14
	中 〃	9	1	0	1	11
三 種 町	小 〃	76	8	3	2	89
	中 〃	46	3	0	6	55
八 峰 町	小 〃	44	5	0	5	54
	中 〃	23	2	1	3	29
秋 田 市	小 〃	846	49	21	45	961
	中 〃	542	24	11	29	606
男 鹿 市	小 〃	95	9	1	7	112
	中 〃	63	4	3	5	75
潟 上 市	小 〃	123	7	2	7	139
	中 〃	69	3	2	3	77
五 城 目 町	小 〃	42	4	0	4	50
	中 〃	17	1	1	1	20
八 郎 潟 町	小 〃	19	1	1	1	22
	中 〃	14	1	0	1	16
井 川 町	小 〃	19	1	1	1	22
	中 〃	16	1	0	1	18
大 潟 村	小 〃	14	1	1	1	17
	中 〃	12	1	0	1	14
由 利 本 荘 市	小 〃	281	22	9	20	332
	中 〃	180	11	4	12	207
に か ほ 市	小 〃	99	8	2	8	117
	中 〃	62	3	1	3	69
大 仙 市	小 〃	318	27	5	25	375
	中 〃	198	13	3	14	228
仙 北 市	小 〃	97	7	2	7	113
	中 〃	70	5	1	5	81
美 郷 町	小 〃	81	7	1	4	93
	中 〃	50	3	1	6	60
横 手 市	小 〃	331	24	5	22	382
	中 〃	205	13	5	15	238
湯 沢 市	小 〃	207	18	3	15	243
	中 〃	118	8	3	11	140
羽 後 町	小 〃	66	6	2	3	77
	中 〃	45	3	0	4	52
東 成 瀬 村	小 〃	11	1	0	1	13
	中 〃	10	1	1	1	13

附 則

2 1 この規則は、公布の日から施行する。
この規則による改正後の県費負担教職員の定数を定める規則の規定は、平成二十年四月一日から適用する。

発行者 秋田県
秋田市山王四丁目一番一号
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所
秋田県山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話(082)8766 FAX(082)8766
E-mail:matsubara@matsubarainsetsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄